



Title	十二世紀イングランドの王家政と財務府
Author(s)	都築, 彰
Citation	一橋論叢, 95(3): 359-374
Issue Date	1986-03-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/12798
Right	

十二世紀イングランドの王家政と財務府

都 築 彰

はじめに

Exchequer, scaccarium——我国では一般に「財務府」という名称で呼ばれる、このイギリスの財務行政機構については、殊にその成立を繞る議論において、数多くの研究が公にされてきた。その制度としての先進性からばかりではなく、成初期における財務府が、単に財政に止まらず、イングランドの統治構造の中核を成していたという認識からである。古くはマドックス・リーベルマンから近年の諸研究に到る財務府成立に関する諸説の変遷については、我国でも佐藤伊久男氏の詳細な研究がこれを明らかにしている。⁽¹⁾

しかし以上の財務府の成立という問題に比して、同時

期の財務府が具体的にいかなる人的構成をもっていたかという問題は、従来あまり議論の対象となることがなかった。それはある意味で当然のことといえる。なぜならイングランドでは、十二世紀後半に『財務府についての対話』(Dialogus de Scaccario)〔以下『対話』と略記〕と呼ばれる書物が書かれている。⁽²⁾ 周知のように、この書物は、財務府の実際の運営に関する諸手続きを記したもので、財務府の人的構成に関しても、詳しい説明がなされている。同書に従って、上級財務府の人的構成を簡条書きにまとめてみることにしよう。⁽³⁾

上級財務府では、中央に置かれた長方形の卓の四辺に沿って、第一ベンチから第四ベンチまでの席が設けられる。

第一マンチ——王国行政長官 (capitalis justitia, Justiciar)。ウマンチキスタ司教。尚書 (cancellarius, Chancellor)。厩長 (constabularius, Constable)。二谷の侍従 (camerarius, Chamberlain)。厩番 (marescallus, Marshal)。

第二マンチ——侍従書記 (clericus camerariorum, Chamberlain's Clerk)。計算係 (calculator, Calculator)。記録監督書記 (clericus qui preest scriptorio, Chief of the Writing Office)。他に王によって派遣される人々。

第三マンチ——財宝库長 (thesaurarius, Treasurer)。財宝库記録筆記係 (scriptor rotuli de thesauro, Scribe of the Treasury Roll)。尚書記録筆記係 (scriptor rotuli de cancellaria, Scribe of the Chancery Roll)。厩長書記 (clericus constabularie, Clerk of the Constabulary)。第四マンチ——トマスロブラウン。州長官 (viccomes, Sheriff)。州長官書記 (clericus, Clerk)。

『対話』が成立した同じ十二世紀の前半には、Constutio Domus Regis と呼ばれる、王家政 (Domus Regis) の人的構成を記録した文書が作成されている。両者を比較照合すると、尚書、財宝库長、侍従、厩長、厩番

の諸職が財務府と王家政に共通する。それ故、財務府は王家政の高位諸職によって構成されるという認識が一般的なものとなってきた。例えばW・スタップズは、その『The Constitutional History of England』の中で次のように述べている。

「財務府の役人は王家政の高官 (the great officers of the household) である。王国行政長官を主宰者として、尚書・厩長・二名の侍従・厩番・財宝库長が、王が公務に就くようにと指示した他の地位と経験ある人々とともに、財務府のバロン (Barons of the Exchequer) の称号を分かちもっている。」

以上的一般認識、殊にスタップズの理解に対して異論を提起したのが、イギリスの中世史家H・G・リチャードソンとG・O・セイルズである。彼らによれば、財務府はスタップズの見解とは異なり、王家政から派生したものではない。財務府とは王国行政長官の法廷で、それは一定の場所に固定されており、移動する宮廷の法廷とは別の存在である、というのである。

リチャードソン・セイルズのこうした主張の背後には、次のような重要な認識がある。すなわち十二世紀のイン

グランド王は、イングランドのみならず、大陸を含む支配地を常に巡回する存在である。従って王とともに移動する「家政」と固定的役所としての「財務府」は、そもそもその基本的性格を異にするはずである、と。

筆者は先に、Constitutio Domus Regisをもとに、ノルマン王朝下の王家政に関する研究を試みた⁽⁸⁾。そこにおいて筆者は王家政の人的構成を検討したが、それに引き続きこの小稿では、財務府と王家政の關係いかんという問題を、リチャードソーセイユの主張の再検討という形で考えていきたい。王家政と財務府という問題は、単に一方が他方から派生したか否かという制度史的問題に限定されるのではなく、この時代のイングランド王の統治の本質に関わる問題であると考える。

I 州請負について

財務府と王家政との人的構成の関連を検討するに先立ち、どうしても述べておかなければならないのは、財務府そのものの成立とその任務についてである。ノルマン王朝下はその成立時期を求めめるのは、ほぼ諸研究者の一致する見解であるが、「ノルマン征服」以降「scaccarium」

という言葉が始めて現われるヘンリー一世治世初期に到るまで、どの王の下で、またいかなる経緯を経てそれが成立したかについては、いずれの説も決定的な同意を得ていない。

佐藤伊久男氏は、氏の論文『イングランドにおける財務府 (Exchequer) の成立について』のむすびで、財務府の成立を繞る学説を三つに分類され、そのひとつとして、「州請負とその請負料の試金による支払との結合の過程が財務府の成立と不可分の關係にあるとみる学説」を挙げておられる⁽⁹⁾。

州請負の起源については『対話』に周知のくだりがあり、その証言の信憑性を繞って、諸研究者の議論が戦わされてきた。

すなわち『対話』によれば、ヘンリー一世の治世に到るまで、王の家政が必要とする物資は、王領地のマナから直接宮廷 (ad curiam) に運びこまれていた。しかし同王の治世になり、主にフランスにおける反乱鎮圧に用いた傭兵の給与に充てるため多額の貨幣が必要となった。

そこで王は王国全土に特使を派遣し、現物貢租を貨幣に換算させ、それに基づく固定額の財務府への (ad scacc-

arium) 納入を、州長官の責任において行うよう命じたのである、⁽¹⁰⁾と。

『対話』は、現物貢租の金納化と州請負制度がヘンリ一世の手によって一挙に導入されたと考えているわけであるが、この点は、J・H・ラウンドらの批判によって、現在では疑問視されている。

ラウンドによれば、現物貢租の金納化については、既にウィリアム征服王が、古来の慣行である「一日分の請負 (firma unius diei)」の金納化を進めていたことが、ドゥームズデイリブックから指摘しうる。また州請負に關しても、ステイーヴン治下の州長官 Geoffrey de Mandeville の同名の祖父がミドルセックス・エセックス・ハートフォード諸州を請負っていたことを示す証書史料、更にウォーリック・ウースタ両州による貨幣納入を示すドゥームズデイリブックの記事等によって、征服王或はその以前から、慣行として存在していたことが明らかである、⁽¹¹⁾としている。

ラウンドを始めとする研究の結果、州請負制度そのものは、征服王治下、或はそれ以前から存在していたと言わなければならないが、しかしだからといって、財務府

がその時代に存在したかといえ、それはまた問題が別である。財務府の主たる機能は、州請負料の徴収とその会計監査にある。すなわち州請負制を中心から制御しようとする政策が財務府の中に体现されているのであって、そこには明確な中央集権化の意志が存在している。

従ってこうした監査を必要とし、また可能にする条件下において財務府は成立するはずである。財務府の成立を示す直接の証拠がない以上、その成立時期を異論の余地なく確定することは不可能であるが、状況証拠から判断して最も可能性の高いのは、ヘンリ一世治下であると考えられる。そしてその場合、"scaccarium" —— チェス盤に似た格子縞模様の布 —— の導入が、役所としての財務府成立の決定的な契機を成したと考えられるのである。

II "scaccarium" の出現と財務府の成立

財務府の成立をヘンリ一世治下に求める見解は、近年の諸研究の多くに共通している。筆者もまた同じように考えるが、その具体的根拠としてまず挙げられるのは、主として次の二点である。

第一に、「scaccarium」という言葉が始めて記録上に現われるのが、一一〇一年頃と推定されるヘンリー一世の令状においてである。⁽¹³⁾ ウェストミンスター発給のこの令状は、「王ヘンリーから「財務府のパロン (Barones de sac-cario)」に当てられており、証人の一人として、ソールズベリ司教ロジャの名が記されている。

第二に、財務府における州長官等の会計監査を記録するパイプロールズ (Pipe Rolls) の現存する最古のもものが、ヘンリー一世治世三一年目 (一一三〇年) のものである。⁽¹⁴⁾

「scaccarium」とは本来、「チェス盤」の意味である。

『対話』の周知の記述によれば、上級財務府で中央の卓上に敷かれる格子縞模様の布が「チェス盤」に似ていることから、この名が用いられ、⁽¹⁵⁾ 遂には役所そのものの呼称となったのである。この「scaccarium」の導入は、いわゆる「アバカス」に基づく計算方法の開始を示すとされるが、⁽¹⁶⁾ 同時に財務府のパロンによる州長官の審問の導入をも意味すると見られる。それは財務府の名称の由来のもうひとつの説として、『対話』が語っている説明——中央の卓を挟んで財宝庫長と州長官の間で戦い (審問)

が行われ、他の者は審判を務める。それがまさにチェスの試合を連想させる。——から推察することが⁽¹⁷⁾できる。また一一三〇年のパイプロールは、ヘンリー二世治世以降のものと殆ど変わらぬ程度に完成された形式をもっている。その内容から判断しても、現存はしないが、それ以前から連続する何巻かに続いて作成されたものであることが明らかである。

「scaccarium」の導入とともに、州請負制のチェック機能を果たす役所としての財務府が成立し、その時期はヘンリー一世治世であったと考えられる。この結論は、ヘンリー一世の統治の革新性に対する諸研究者の認識からも導き出される。ここでは、近年ヘンリー一世の統治に関する一連の研究を公にしているC・W・ホリスタに拠りつつ、検討していく。⁽¹⁸⁾

「ノルマン征服」以来、王とその宮廷とが大陸とイングランドを往復して統治を行うという方式は一貫しており、ヘンリー一世の場合でもそれは変わらない。しかしホリスタによれば、一一〇六年ヘンリーによってノルマンディとイングランドが一人の支配者の下に再統合され、海峡を挟む支配が改めて要請されるに到った時、王は支配

のための道具として、新たに四つの発明を付加えた。それが、国王代理制度、記録の作成と保管、中央からの代理官の派遣、そして財務府である。これらのうちの或ものは、既に先王達の下でその萌芽形態が見られるが、それらが確固たる統治理念の下に制度化されるのはヘンリー一世の治世においてである。

ヘンリー一世の統治理念とは「集中化 (centralization)」に外ならない。すべての権力は移動する宮廷に集中し、そこからイングランドを含む「帝国」の諸地域に放射される。

このような中央集権化を可能ならしめたのは、ヘンリー一世がその宮廷に豊富に抱えていた信頼すべき腹心の存在である。この点においても、同王の治世は先王達とは際立った対照を示している。

すなわち、ウィリアム征服王の治世においては、宮廷の王の側近は即大諸侯であった。これは、王が「征服」に参画した彼の腹心に征服地のかなりの部分を分与したことの当然の帰結である。しかし続くウィリアムIIルーフアスの治世中は、王兄のノルマンディ公ロベールを支持する諸侯との間に数度に亘る抗争が起こるなど、両者

間の対立が激化した。その結果、ルーフアスの宮廷を構成するのはイングランドの大諸侯ではなく、中程度以下の所領しか持たない王の側近に限られていた。ルーフアスが彼ら側近を大諸侯に育成するという方法を探ることもなく、王と「征服」諸侯の対立も解消されなまま治世末まで続いた。

ヘンリー一世もまた即位直後、ロベールを支持する諸侯による反乱を経験するが、それを克服した後は、旧「征服」諸侯の家門を積極的に宮廷に取込み、一方では反乱諸侯に対して、その所領を没収し、自らの腹心を与え、新たな有力諸侯を育成するという二面的な方法を採用した。彼ら「宮廷人 (curiales)⁽¹⁹⁾」を通じて、宮廷を中心としたヘンリー一世の集権的な統治が実現した。以上がホリスタによるヘンリー一世の統治の特徴的な諸点に関する理解である。

ホリスタのいう「宮廷人」の中心となったのは、王家の諸職保有者であり、そこには、いわゆる「塵の中からの新人 (new men from the dust)⁽²⁰⁾」も含まれている。また彼ら「宮廷人」は、王に同行するばかりではなく、屢々地方の行政官、殊に州長官に任命され、派遣された。

ノルマン朝における州長官の歴史、その性格の変化については、W・A・モリスの研究⁽²¹⁾を始めとしてよく知られているが、財務府との関連で重要と考えられるので、簡単に整理しておくことにしたい。

州長官に関しても、征服王の時代には、その職を掌握していたのは、概ねバロン身分の人々である。しかしヘンリー一世治世に到ると、数多くの州長官の交替が見られ、その多くは王側近への交替である。⁽²²⁾例えば一一〇年にウィルトシャ・ハンブシャの州長官に任ぜられた William de Pont de l'Arche は、いわゆる「新人」の一人で、王の侍従として財宝庫に勤務した。ヘンリーの下で八州の州長官を兼任した Hugh of Buckland などと同様の例として挙げられる。⁽²³⁾

殊に王の治世晩年には、州に対する中央の統制が極端に強化されたことが、一一三〇年のバイプリロウルから窺える。一一州に及ぶ州長官職を、王の側近である Ambrey de Vere-Richard Bassot の二名が共同で勤めていたのである。⁽²⁴⁾

州長官職における在地の諸侯身分から王側近への交替は、同時期における財務府の成立と発展と平行して進展

したものであった。それはホリスタがいうように、ヘンリー一世の意図した中央集権化政策の一環として捉えるべき性格のものである。財務府はその中であって、まさに変革の要というべきものであったと考えられる。そして更に付加えれば、ヘンリー一世によるそのような中央集権化が、国王財政の確保という極めてフィスカールな形で行われたところに、著しい特徴を見出すことができる。

III 移動する官廷と財務府との関係

本節では十二世紀の財務府の人的構成を、『対話』との対比を念頭に置きつつ、具体的に検討していく。

リチャードソン・セイルズの主張の史料的根拠となっているのは、十二世紀の財務府における訴訟記録であり、そこで財務府のバロンとして記載されている人物のリストである。それらの中で、特に初期の財務府の活動を示す史料として知られる二葉の文書を、ここでも取上げることにしたい。いずれもアビンドン修道院の年代記に書き写されていた文書である。

(1) 一一一一年頃の同修道院所有のマナの負担に関する

る訴訟を記録したものである。ここに記録されているウィンチェスタの財宝库 (apud Wintoniam, in thesauro) での宮廷に出席した人々は、王妃マティルダを始めとする次の人々である。ソールズベリー司教 Roger、リンカン司教 Robert、ロンドン司教 Richard、William de Courci、Adam de Port、Turstin, the chaplain、Walker of Gloucester、Herbert the chamberlain、William d'Oillif、Geoffrey fitzHerbert、William de Aney、Ralph Basset、Geoffrey de Mandeville、Geoffrey Ridel、オクスフォード助祭長 Walter。以上一五名。⁽²⁵⁾

(2) 一一九年頃の同修道院のデーン税免除に関する訴訟記録。この訴訟が扱われた法廷の裁判官を務めたのが、ソールズベリー司教 Roger、リンカン司教 Robert、Ranulf the chancellor、Ralph Basset の四名。⁽²⁶⁾

上記の二葉の史料は、これらの法廷が財務府で開かれた、或は出席者が財務府のバロンであると明記してあるわけではない。(1)の史料では、この法廷の開かれた場所

が「ウィンチェスタの財宝库」であること、及びその訴訟内容から、財務府の法廷であろうと推定されているのである。後者も同様の理由による。以上を前提として上記の人名表を見ると、それらが、リチャードソン・セイ⁽²⁷⁾ルズの指摘通り、『対話』に書かれているほどには、王家政職保有者を含んでいないことがわかる。両史料を通じて王家政職保有者と確認しうるのは、既長である Walker of Gloucester、侍従 Herbert、尚書 Ranulf の三名のみである。

ヘンリー一世治下では、はっきりと財務府法廷であることが記されている史料も——但しノルマンディの財務府であるが——存在する。

(3) 一三〇年頃の国王書記 Bernard と Serlo なる人物との訴訟記録。判決を下したのは財務府のバロン (Barones de Scaccario) である。その名は次の通り。
Robert de Courci、William fitzOdo、Henry de la Pomerai、William of Glastonbury、Wigan the Marshal、Robert the chaplain、エウルー司教 Robert、Martin the scribe の八名。またそれ以前の審理に加

わっていたリジュー司教 John⁽²⁸⁾ Robert de la Haie。

この史料では比較的多くの王家政職保有者が、財務府のバロンとして挙げられている。内膳官 Robert de Courci⁽²⁹⁾ 同 Robert de la Haie⁽³⁰⁾ 既長(補佐) William Fitz Odo⁽³¹⁾ 同 Henry de la Pomeraie⁽³²⁾ 侍従 William of Glanstonbury⁽³³⁾ 既番 Wigan の六名である。しかしこでも『対話』に書かれている財務府の人的構成とは大きな隔りがある。

それではここに名前が挙げられた人々は、いかなる資格のもとに財務府のバロンを務めているのであろうか。この点について、再びホリスタの所論を取上げることにした。⁽³⁴⁾

ホリスタによれば、(1)・(2)の史料にその名の記された一六名(マティルダを含む)のうち、九名——リンカン司教 Robert⁽³⁵⁾ Ralph Basset⁽³⁶⁾ ロンドン司教 Richard⁽³⁷⁾ Walker of Gloucester⁽³⁸⁾ 尚書 Ranulf⁽³⁹⁾ マティルダ、ソールズベリ司教 Roger⁽⁴⁰⁾ William de Courci⁽⁴¹⁾ Adam of Port——は、イングランドにおける「国王代理団(the English viceregal group)」のメンバーである。ホリスタ

のいう「国王代理団」とは、ヘンリー一世が大陸に渡航する際に、イングランドに残していった、比較的顔ぶれの固定した行政官の一群である。彼らは「宮廷人」の中では、その活動が主にイングランドに限定されている点に特徴があり、その指導者はソールズベリ司教ロジャである。彼らは王不在の際、王に代わってイングランドを巡行し、統治を代行するが、王がイングランドに滞在中は、王に随行し、宮廷に吸収される。そしてそのような顔ぶれにより構成される財務府を、ホリスタは「国王代理団」による会議の特別の場合」と性格づけている。(3)の史料についても同様に、この場合はノルマンディにおける「国王代理団」の会議であり、その中心はリジュー司教ジョンである、という。

ホリスタの見解は、ヘンリー一世のイングランドの代理統治者として、従来屢々いわれてきたように、ソールズベリ司教ロジャー一人を強調するのではなく、彼を含めた集団指導体制の存在を想定する点に特色がある。史料の制約もあって「国王代理団」の活動が、必ずしも具体的に充分検討されているとはいえない面もあるが、氏の研究によって、ヘンリー一世治世の財務府の中核を成した人

人の多くが、王家政職保有者ではなく、むしろその活動がほぼイングランドに限定されていたということが明確にされた、といえる。

ここまで問題としてきたのは、ヘンリー一世治世の財務府についてであった。ヘンリー二世治世に關しても、リチャードソン・セイルズは財務府に關係する史料を多数挙げて、それらから得られる財務府のパロンのリストが、『対話』の記述と一致しないことを立証しようとする⁽³¹⁾。次に挙げるのはその一例である。

(4) 一一八三年頃のウェストミンスタの財務府における国王法廷 (in Curia Domini Regis apud Westmonasterium ad Scaccarium)。出席者は、ウィンチェスター司教 Richard、イリーイ司教 Geoffrey、ノリッジ司教 John、Geoffrey de Luci、財宝庫長 Richard、Roger fitzReinfrid、William Basset、Ranulf Gedding、Robert de Witefeld、Michael Belet の一〇名⁽³²⁾。

ここに挙げられた財務府のパロンのうち、王家政職保有者は、『対話』の作者と見做される財宝庫長リチャード

ド一人である。

ここまでリチャードソン・セイルズ及びホルスタの諸研究に拠りつつ、財務府の人的構成について検討してきた。彼らの主張の根底には、冒頭でも触れたように、十二世紀イングランド諸王の統治の構造に対する基本的な認識が存在する。すなわち「ノルマン帝国」更に後の「アンジュー帝国」においては、単一の中央統治機関として、王とその宮廷 (Curia Regis) が存在する。宮廷には財務担当の部局として宮廷財務部 (Camera Curiae) が付随し、金銭の受領と消費の部局として、国王財政の中心を成している⁽³³⁾。しかし不断の移動という制約上、宮廷を中心とした「帝国」全土における中央集権的統治はありえず、せいぜいそれはイングランド・ノルマンディ個々において実現しえたのみであった。財務府はヘンリー一世によるそうした集権化政策の要として成立したと考えられる。従ってこのような二重の統治構造をとる以上、王家政と財務府の人的構成が一致する機会は、ごくまれなものであったはずである。

IV 『財務府』についての対話』の検討

前節で、諸史料から得られる財務府の人的構成が、『対話』におけるそれとは異なることを我々は確認した。両者のずれをどのように説明すればよいだろうか。最後にこの問題を取上げておかなければならない。

まず今一度『対話』における財務府の人的構成を、Constitutio Domus Regis における王家政のそれと比較してみることにしよう。後者において、王家政の最上位の諸職、すなわち各「部局」の長に当たる諸職を挙げると、尚書、内膳官 (dapiferi, Stewards)、侍従長 (magister camerarius, Master Chamberlain)、财宝库長、首席献酌官 (magister pincerna, Master Butler)、⁽³⁴⁾ 既長である。一方『対話』に記載されている諸職のうち王家政の成員と見做されるのは、尚書、财宝库長、既長、侍従、既番である。この中で、財務府の侍従というのは、财宝库管理官 (camerarius de thesauro, Chamberlain of the Treasury) であって、明らかに侍従長ではない。また内膳官と首席献酌官とは、まったく財務府に席をもたず、むしろ最上位の諸職には属さない既番が財務府に出席している。

以上の比較から、『対話』の記述をそのまま受入れた

としても、財務府が必ずしも王家政の最上位の諸職保有者によって構成されるものではないことは明らかである。また『対話』によれば財務府に席のある諸職の間でも、財務府との繋がり具合は、その職務内容において、それぞれ異なっている。财宝库 (財務府) 管理官と财宝库長とは、その職務内容から判断しても、むしろ财宝库 (及び財務府) の専従役人と見られ、財務府の業務においても中心的な役割を果たす。⁽³⁵⁾ 既番の職務も彼らの補佐として、極めて具体的である。⁽³⁶⁾ これらの諸職に対し、尚書と既長は宮廷から出向するのであって、彼らが王の許を離れることのできない場合には、代理が出席する。⁽³⁷⁾ また以上の人々も、王によって派遣された人々の地位が高ければ、彼らにその席を譲ることになる。⁽³⁸⁾ こうした王により派遣される人々の席は第二ベンチにも指定されている。⁽³⁹⁾ 従って財務府の人的構成も実際はかなり流動的でありうることを、『対話』自体からもある程度推測することができる。

しかし前節で明らかになった、証書史料等における財務府の人的構成と『対話』におけるそれとの乖離は、『対話』の記述の解釈のみによっては十分に説明しきれ

ない。殊に『対話』を財務府運営のための厳格な「手引き」として見る場合には、この「ずれ」は閑却し難い。ここで改めて『対話』の成立の事情とその性格について、検討する必要がある。

『対話』の著者として現在一般に承認されているのは、後のロンドン司教リチャード・ロヴリーリーである⁽⁴⁰⁾。彼はソールズベリー司教ロジャの甥にあたるイーリー司教ナイジェルを父にもつが、周知のように、このリチャードに到るソールズベリー司教ロジャの家門は、十二世紀イングランドの行政発展、とりわけ財務府と分かち難く結びついている。ナイジェルはヘンリー一世治世中期より財宝庫長職にあったと推定され、最初の聖職者の財宝庫長として、同職を宮廷の第一級の官職にまで高めた人物と見做されている⁽⁴¹⁾。

ナイジェルは伯父ロジャとともに、ステイーヴン治下の一一三九年に一旦は失脚したものの、ヘンリー二世の即位に伴って宮廷に復帰し、新王の要請に基づいて財務府の再建に従事したといわれる⁽⁴²⁾。リチャードはこの父の尽力により、一一五八年頃にヘンリー二世の財宝庫長の地位に就いている。

以上の経緯から、ナイジェル或はリチャード自身も携わったであろう財務府の再整備の結果が『対話』の中にも反映しており、財務府のいわば一種の理想形がそこに描かれているのではないかという推測が成立つ。

『対話』が単に役人の利用に供するためだけの手引きではない、という指摘は、既にR・W・ザサン等によってなされている⁽⁴³⁾。すなわちイングランドにおいては、いわゆる「十二世紀ルネサンス」の潮流の中で、『ヘンリー一世の法 (*Leges Henrici Primi*)』或は『王国の法と慣習についての論述 (*Tractatus de Legibus et Consuetudinibus regni Angliae qui Glanvillia vocatur*)』のように、法実務に関する一連のラテン語著述が現われる。こうした著述が出現した背景には、イングランドの統治の精緻化に伴い、宮廷に勤務し、世俗の統治諸制度に通暁するに到った聖職者達の存在があった⁽⁴⁴⁾。彼らは、彼らの知的創作の題材として、彼らが熟知し、また複雑ではあるが極めてルーティン化していたが故に格好の素材でもあった、王の統治の諸制度を選んだのであった。従ってこうした著作は、世俗の統治に携わる聖職者達と、イングランドの進んだ統治諸制度という二つの要素の合

一によって始めて生まれたものである。

こうした一連の著作の中に『対話』を位置づけることによって、我々は『対話』もまた単なる「実務書」ではないこと、そして財務府の実態が必ずしも『対話』そのままであると考える必要のないことを認めることができる。

結語

宮廷と財務府は、「ノルマン帝国」・「アンジュー帝国」の統治の二つの核であって、この時代の国王の統治を問題にする場合、常に念頭に置かざるを得ない。本稿もそのような観点から、王家政と財務府との関係を検討してきたのだが、結果としてリチャードソン・セイルズの所論の確認作業に終わり、それ以上の議論の展開を試みるには到らなかつた。例えば一口に王家政といっても、その中で仮に宮廷財務部に焦点を絞れば、また異なった問題視角が生まれてくるはずであるが、それは後日に譲る外はない。

また『対話』の検討という問題においても、十分な立証もなく臆測めいた推論の羅列に終始してしまつた。合

わせて今後の課題とすることにした。

- (1) 佐藤伊久男「イングランドにおける財務府 (Exchequer) の成立について」(服藤弘司・小山貞夫編『法と権力の史的考察・上』創文社、昭和五二年、三二七—三五頁。
- (2) C. Johnson, ed. and tr., *De Necessariis Observantis Scaccarii Dialogus qui vulgo dicitur Dialogus de Scaccario* (London, 1950).
- (3) 財務府は「下級財務府 (inferius scaccarium, the Lower Exchequer) と上級財務府 (superius scaccarium, the Upper Exchequer) から成り、前者では、金銭の受領が主として扱われ、後者において、財務府のバロン (barones de scaccario) による州長官の審問が行われる。財務府の機構と業務の詳しい内容については、佐藤氏の前掲論文及び次の書物を参照のこと。小山貞夫『中世イギリスの地方行政』(創文社、昭和四三年)、三二七—三二七頁。なお、以下「財務府の人的構成」という場合、もっぱら上級財務府を指す。
- (4) Johnson, ed., *Dialogus*, pp. 14—18.
- (5) この史料については、次の拙稿を参照のこと。「Constitutio Domus Regis とその作成の背景」『史学雑誌』第九三編第六号 (一九八四年) 五七—七七頁。
- (6) W. Stubbs, *The Constitutional History of England*, 3 vols. (Oxford, 1874—1878) vol. 1, p. 378.
- (7) H. G. Richardson and G. O. Sayles, *The Governance*

- of *Medieval England from the Conquest to Magna Carta* (Edinburgh, 1963), pp. 240—250.
- (8) 註(5)参照。
- (9) 佐藤氏の前提論文 三五四頁。
- (10) Johnson, ed., *Dialogus*, pp. 40—43.
- (11) J. H. Round, "The Origin of the Exchequer", in: *The Commune of London and Other Studies* (London, 1899), p. 69. 佐藤氏の前提論文' 三四四頁。firma unius diei 及び firma unius noctis と題しては次の諸研究を参照せよ。J. H. Round, *Feudal England* (London, 1895), reset, 1964, pp. 96—100.; R. L. Poole, *The Exchequer in the Twelfth Century* (Oxford, 1912), repr., 1973, pp. 26—31.
- (12) Round, "The Origin of the Exchequer", pp. 72—73.; Do, *Geoffrey de Mandeville. A Study of the Anarchy* (London, 1892), pp. 140—144, 166—172. 佐藤氏の前提論文' 三四四—三四五頁。
- (13) C. Johnson and H. A. Cronne, ed., *Regesta Regum Anglo-Normannorum 1066—1154*, vol. II. (Oxford, 1956), no. 963. 内容がマンネルンの聖マリア教会に対しての結婚援助金 (aid) ——マンリー世の娘マリアとヌーマンツ皇帝ハインリヒ五世との結婚に際しての——の免除を与えたもの。
- (14) J. Hunter, ed., *The Pipe Roll of 31 Henry I* (London, 1833), repr., 1929. 同マントロマンと題する書状の研究としてその論文を参照せよ。J. A. Green, "Praeclarum et Magnificum Ambiguitatis Monumentum": The Earliest Surviving Pipe Roll", *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol. LV (1982), pp. 1—17.
- マントロマンは' マントロマンの第11年(1124)の連綴の記録をなすもの' Record Commission, *Pipe Roll Society* から公刊されたものである。またマントロマンの第11年(1124)の第11巻 *The Red Book of the Exchequer*, by H. Hall, 3 vols. (Rolls Series, 1896) の第11巻 (pp. 648—68) に収録されたものである。
- またノルマンディーの財務府記録のものが' 一八〇年' 一八四年及び一八九五年分が各々部分的に残されてあり' 公刊されたのである。T. Stapleton, ed., *Magni Rotuli Scaccarii Normanniae sub Regibus Angliae*, 2 vols. (London, 1840—44). 頁11—114年分の1巻は' L. Delisle and E. Berger, ed., *Recueil des Actes de Henri II, roi d'Angleterre et duc de Normandie* (Paris, 1906—27), Introduction, pp. 334—344, に収録されたのである。
- (15) Johnson, ed., *Dialogus*, p. 7.
- (16) Round, "The Origin of the Exchequer", pp. 74—75. 佐藤氏の前提論文' 三四五頁。
- (17) Johnson, ed., *Dialogus*, p. 7.
- (18) マントロマンの第11巻と題して。C. W.

- Hollister, "Magnates and 'Curiales' in Early Norman England", *Viator*, 8 (1977), pp. 63—81.; C. W. Hollister (with J. W. Baldwin), "The Rise of Administrative Kingship: Henry I and Philip Augustus", *The American Historical Review*, vol. 83 (1978), pp. 867—905. [以後 Hollister, "Henry I" と略記。]
- (19) ホリスターの「宮廷人」とは「国王証書における証人活動の一年当たりの回数が一定数値を越える人々のことである」Hollister, "Henry I", p. 887.
- (20) ハンリー世治世における「新入」の活躍に関しては、次の論文に詳しい。佐藤伊久男「集権的統治の構造」『西洋史研究』新輯第一号（一九七二年）、一一—二八頁。また拙稿七四頁を参照のこと。
- (21) W. A. Morris, *The Medieval English Sheriff: to 1300* (Manchester, 1927), repr., 1968.
- (22) *Ibid.*, p. 75. 小山貞夫『中世イギリスの地方行政』一一二頁。
- (23) Morris, *op. cit.*, pp. 77—79.
- (24) *Ibid.*, p. 86.; Hollister, "Henry I", pp. 885—887. 両者が管理した一州の「カシ州まじか」前任者「カシ州請負料の納入が滞っており、それがどうした特別の措置の原因であった」という。Green, *op. cit.*, p. 12.
- (25) J. Stevenson, ed., *Chronicon Monasterii de Abington* (Rolls Series, London, 1858), pp. 116—117.; *Regesta*, vol. II, no. 1000.
- (26) Stevenson, ed., *Chronicon*, pp. 160—161.
- (27) Richardson and Sayers, *op. cit.*, p. 249.
- (28) J. H. Round, "Bernard, the King's Scribe", *The English Historical Review*, xiv (1899), p. 426.; C. H. Haskins, *Norman Institutions* (Cambridge, Massachusetts, 1918), repr., 1960, p. 88. n. 18.
- (29) Hollister, "Henry I", pp. 873—880.
- (30) クロネマン治世（一一三五—一一五四）に於ける財務府に関しては、一一四一年頃に皇妃マティルダから財務府の kronen に当った令状が現存することなどから、ある程度の活動の形跡が認められる。しかし、バイロワルその他の記録は現存せず、その実態は明らかではない。H. A. Cronne and R. H. C. Davis, ed., *Regesta Regum Anglo-Normannorum 1066—1154*, vol. III. (Oxford, 1968), no. 628.; Cf. H. A. Cronne, *The Reign of Stephen*, (London, 1970), pp. 226—228.
- (31) Richardson and Sayers, *op. cit.*, p. 248.
- (32) T. Madox, *The History and Antiquities of the Exchequer of the Kings of England*, 2 vols. (1711.; 2nd. edn., London, 1769), repr., 1969, New York, vol. 1, p. 213. n. ロチキク、總領事官の Juliana de Neweham 及び Robert de Champyenes の間じきたる和議語彙 (finalis concordia)。

- (33) Richardson and Saylor, *op. cit.*, pp. 229—233.
 宮廷財務部と財務府の間では、前者に勤務する侍従職 (camerarius) と後者の管理官職 (camerarius de thesauro) を一人の人物が保有する場合がある。例えばヘンリー一世の侍従 William de Pont de l'Arche は、一一三〇年ハイム・ロウレンにわたれば、ministerium camerae curiae とともに、財宝庫管理官職と思われ、Robert Mauduit の職を嗣入している。(The Pipe Roll of 31 Henry I, p. 37)
 またヘンリー二世の侍従 William Mauduit は、一一五四年の証書において、彼がそれまで保有していた ministerium camerariae に加えて cameraria thesauri を付与された。(Richardson and Saylor, *op. cit.*, p. 434.)
- (34) 拙稿、五九—六二頁を参照のこと。
- (35) 「上級財務府・上級財務府を問わず、ヤロトキアで行われるあらゆることに彼 (財宝庫長) の注意が必要である。その任務は余りに重要で、財務府閉廷中はヤロトキを離れることはできない。」(Johnson, ed., *Dialogus*, pp. 28-29.) 「財務府の管理官 camerarius の職務は、財宝庫長のそれと結びついており、財宝庫長の権威と責務を彼らも分かち合っている。」(*Ibid.*, p. 20.)
- (36) 「(既番は) 州長官が持参する割符を扱う。また召集の際、州長官によってもたらされる王の令状を小箱に入れて保管する。……また債務者が滞納によって逮捕されるべきと見做された時は、彼の監視下に置かれ、財務府閉廷後、彼の判断によって収監される。また州長官等の会計報告が終ると、彼らから、法にかなった報告を行った」という宣誓を受ける。……また次の財務府の召集令状をその管理者から受取る。……王国全土に発送せよ。」(*Ibid.*, pp. 20—21.)
- (37) Johnson, ed., *Dialogus*, pp. 18—20.
- (38) *Ibid.*, pp. 16—17.
- (39) *Ibid.*, p. 17.
- (40) R. L. Poole, *op. cit.*, pp. 4—6.
- (41) C. W. Hollister, "The Origins of the English Treasury", *The English Historical Review*, xciii (1978), pp. 270—271. 拙稿、六五—六六頁。
- (42) Johnson, ed., *Dialogus*, p. xiv.
- (43) R. W. Southern, "The Place of England in the Twelfth Century Renaissance" in: *Medieval Humanism and Other Studies* (Oxford, 1970), pp. 158—180.
- (44) M. T. Clanchy, *England and its Rulers 1066—1272* (Oxford, 1983), pp. 168—170. (學術振興会奨励研究員)